

「訪問看護医療 DX 情報活用加算」に伴うウェブサイト掲示について

2024 年診療報酬改定に伴い、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13 項の規定による電子資格確認（オンライン資格確認）により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より質の高い医療の提供を目指します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

算定額：訪問看護医療 DX情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下のとおりです。

1. 電子情報処理組織の使用による訪問看護療養費の請求を行っていること。
2. 健康保険法(第 3 条第 13 項)に規定するオンライン資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することについて、当該ステーションの見やすい場所に掲示していること。
(1) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報を活用した訪問看護等の実施。
(2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い看護の提供。
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

(個人情報の取り扱いについて)

関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

愛知さわやか
ケアセンター



